

# 第1章 計画の概要

## 第1節 計画の趣旨

全国の一般廃棄物の量は減少傾向で推移し、再生利用量は増加傾向を示しています。

しかし、廃棄物の質の多様化、最終処分場のひっ迫、廃棄物処理に伴う温室効果ガスの排出などの問題が生じています。

国では、廃棄物に係る各種法整備を進め、令和元（2019）年には新たに『食品ロスの削減の推進に関する法律』（以下、「食品ロス削減推進法」という。）が制定されています。

埼玉県では、令和3（2021）年3月に「第9次埼玉県廃棄物処理基本計画」を策定し、将来像に『県、市町村、県民及び事業者などの全てのステークホルダーのパートナーシップによる「持続可能で環境にやさしい循環型社会」の実現』を掲げ、食品ロスの削減、プラスチック資源の循環的利用の推進、廃棄物処理におけるエネルギーの有効活用の3点を重要課題として位置付けました。

羽生市（以下、「本市」という。）では、平成5（1993）年に「羽生市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、一般廃棄物の減量化・資源化に向けて、市民及び事業者と協働し継続的に取り組んできました。

しかし、生活様式の変化や世界的な脱炭素社会の実現に向けた動きなど、廃棄物を取り巻く環境に大きな変化が見られます。

また、本市のごみ処理施設は稼働から40年近くが経過していることから、施設整備の検討を進める中、令和3（2021）年3月に行田市と「一般廃棄物処理施設の共同整備に関する基本合意」を締結し、新たなごみ処理施設の整備に向けた協議を進めています。

これらを踏まえ、「羽生市一般廃棄物処理基本計画」（以下、「本計画」という。）を改定するものです。

## 第2節 計画の位置付け

一般廃棄物処理基本計画は『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条第1項に基づき市町村が定める計画です。

本市の一般廃棄物の処理に関する最上位計画とし、「羽生市総合振興計画」や「羽生市環境基本計画」における一般廃棄物の発生抑制、再使用、再資源化そして適正処理に関する事項についての施策を具体化し、総合的かつ計画的に推進するためのものです。

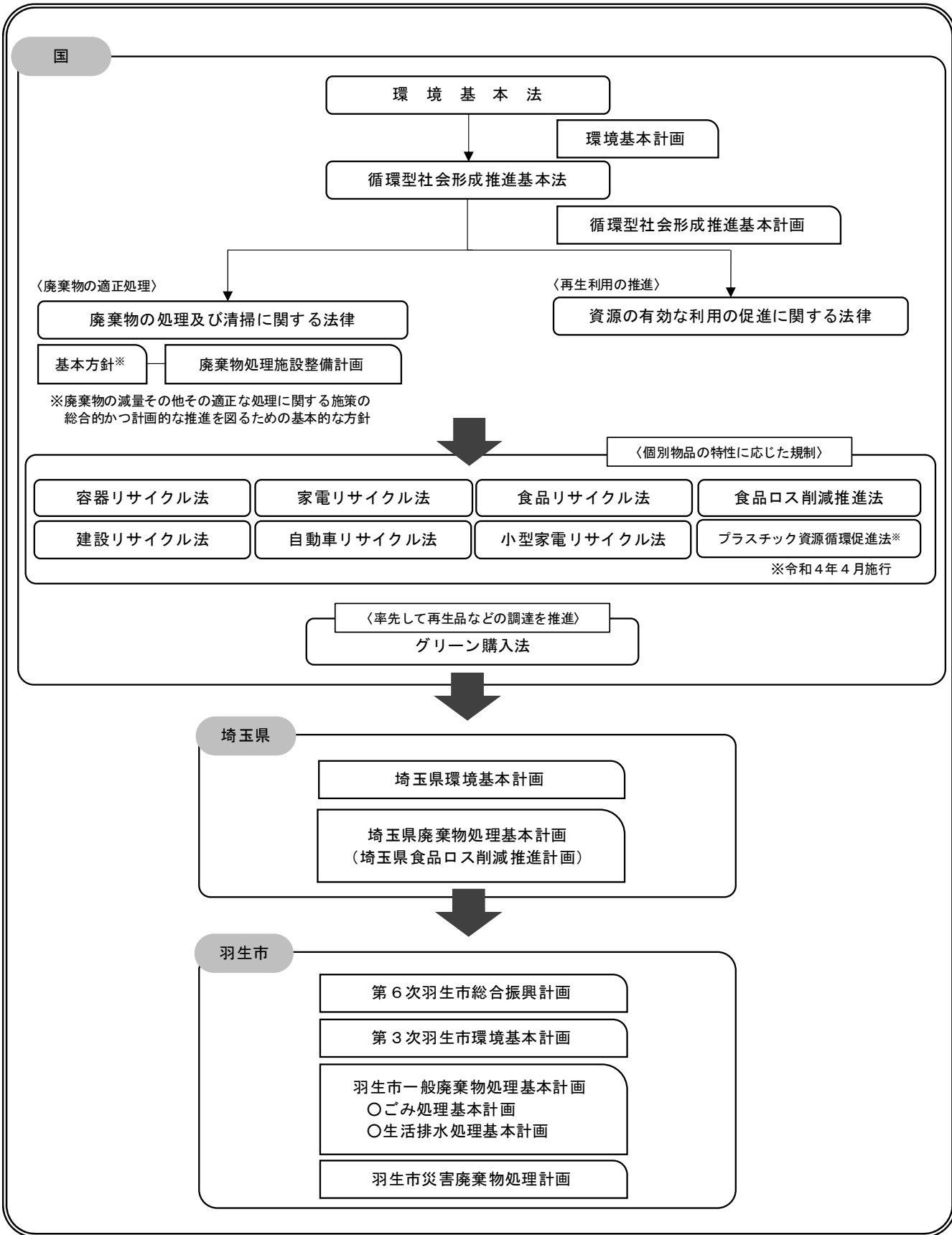


図1-2-1 関連法令と計画の位置付け

### 第3節 計画の基本的事項

#### 1. 対象地域

本計画の対象地域は、本市全域とします。

#### 2. 計画期間

本計画の期間は、基準年度を令和2（2020）年度とし、令和4（2022）年度から令和13（2031）年度の10年間とします。また、中間年である令和8（2026）年度には、計画の進捗状況を確認し、必要に応じ見直します。

ただし、計画期間中においても、社会情勢の変化や新たな環境問題の発生などの変化に適切に対応するため、必要に応じ計画を見直すものとします。

基準年度	令和2（2020）年度
計画期間	令和4（2022）年度から令和13（2031）年度までの10年間
中間見直し	令和8（2026）年度

#### 3. 計画の対象とする廃棄物

本計画の対象とする廃棄物は、家庭から排出される「生活系ごみ」と事業者から排出される「事業系ごみ」、し尿を含む一般廃棄物とします。

#### 4. 計画の構成

本計画の構成は、以下のようになります。

